

安全保障法制の整備に関する与党等における検討状況

- 平成26年5月の安保法制懇報告書の提出以降、平成27年5月14日まで、
与党協議会25回、自民党の安全保障法制整備推進本部27回開催。
- 本年2月の与党協議会再開後、与党協議会14回(政府から約360頁に及ぶ資料を説明・公表)、自民党の安全保障法制整備推進本部13回開催。
- 平成26年5月の安保法制懇報告書の提出以降平成27年5月14日までに、国会では、のべ 約310人の議員から質問通告あり。

第一次安倍内閣等での検討 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」

- ・平成19年5月～平成20年6月にかけて、5回の会合及び2回の意見交換会を実施。
- ・平成20年6月24日報告書提出。

法制懇・与党協議会の実施

第二次「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」
・平成25年2月～平成26年5月にかけて、7回の会合を
実施。
・平成26年5月15日報告書提出。

自民党内の検討

平成26年
3月～7月1日
○安全保障法制推進本部
14回実施

(安全保障法制整備推進本部・
安全保障調査会・外交部会・国
防部会合同会議を含む)

公明党内の検討

平成26年
3月～7月1日
○安全保障に関する研
究会
6回実施

○外交安全保障調査会・
憲法調査会合同会議
14回実施

国会での議論

平成26年
5月15日～7月1日
のべ約70人の議員
から質問通告あり

安全保障法制整備に関する与党協議会

- ・平成26年5月20日～7月1日にかけて11回実施。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全
保障法制の整備について」
(平成26年7月1日閣議決定)

安全保障法制整備に関する 与党協議会の再開

- ・平成27年2月の再開以降、5月14日までに14回実施。
- ・政府から、合計約360頁にも及ぶ資料を説明、公表。

平成27年
2月～5月11日
○安全保障法制整備推
進本部

13回実施
(4月28日及び5月11日の外
交部会・国防部会・安全保
障調査会・安全保障法制整
備推進本部合同会議を含む)

平成27年
2月～5月13日
○安全保障法制に関する
検討委員会

20回実施
(5月11、12、13日の外
交・安
保部会、内閣部会、安保法制に
関する検討委員会、合同会議を
含む)

平成26年9月から
(臨時国会)
27年5月14日まで
のべ約210人の議
員から質問通告あり

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会について

14

我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、安倍総理の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(法制懇)」を立ち上げ、有識者からの意見聴取及び議論を行った。

回次	開催日	議題
1	25. 2. 8	安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について
2	25. 9. 17	我が国の安全保障に係る法的基盤の現状 我が国を取り巻く戦略環境の変化
3	25.10.16	我が国としてとるべき具体的行動の事例 あるべき新しい憲法解釈
4	25.11.13	あるべき新しい憲法解釈
5	25.12.17	国連の集団安全保障、武力行使との一体化、国連平和維持活動（PKO）等における武器使用 あるべき新しい憲法解釈
6	26. 2. 4	武力攻撃に至らない侵害 国内法制度の在り方
7	26. 5. 15	安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会からの報告書提出

【参考：構成員】

岩間 陽子 政策研究大学院大学教授
岡崎 久彦 特定非営利活動法人岡崎研究所
所長・理事長
葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長
北岡 伸一（座長代理）
国際大学学長・政策研究大学院大学教授
坂元 一哉 大阪大学大学院教授
佐瀬 昌盛 防衛大学校名誉教授
佐藤 謙 公益財団法人世界平和研究所理事長
(元防衛事務次官)
田中 明彦 独立行政法人国際協力機構理事長
中西 寛 京都大学大学院教授
西 修 駒澤大学名誉教授
西元 徹也 公益社団法人隊友会会长
(元統合幕僚會議議長)
細谷 雄一 慶應義塾大学教授
村瀬 信也 上智大学名誉教授
柳井 俊二（座長） 国際海洋法裁判所長
(元外務事務次官)

平成26年5月15日 安倍総理記者会見

(法整備関連部部分の抜粋)

- 本日「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出されました。本日は、この報告書を受け
て今後どのように検討していくか、その基本的方向性について、国民の皆様に私から直接御説明させていただきたい
と思います。
- この報告書を受けて考えるべきこと、それは私たちの命を守り、私たちの平和な暮らしを守るために、私たちは何をな
すべきか、ということです。いかなる事態においても、国民の命と暮らしは断固として守り抜く。本日の報
告書ではこうした観点から提言が行われました。
- 今後、政府与党において具体的な事例に即してさらなる検討を深め、国民の命と暮らしを守るために切れ目のない
対応を可能とする国内法制を整備します。
- これまでの憲法解釈のもとでも可能な立法措置を検討します。例えば武力攻撃に至らない侵害、漁民を装った武装
集団が我が国に離島に上陸してくるかもしれない。こうしたいわゆるグレーゾーン事態への対処を一層強化します。
さらに、PKOや後方支援など、国際社会の平和と安定に一層貢献していきます。
- その上でなお現実に起こり得る事態に対して、万全の備えがなければなりません。国民の命と暮らしを守るために
法整備がこれまでの憲法解釈のままで十分にできるのか、さらなる検討が必要です。今回の報告書では、二つ
の異なる考え方を示していただきました。
- 一つは、個別的か、集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また、国連の集団安全保
障措置への参加といった国際法上、合法な活動には憲法上の制約はないとするものです。
- しかし、これはこれまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動の全てを許している
とは考えません。したがって、この考え方、いわゆる芦田修正論は政府として採用できません。自衛隊が武力行使
を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません。
- もう一つの考え方とは、我が国に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使する
ことは許されるとの考え方です。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならな
い。憲法前文、そして憲法13条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要
な自衛の措置を探ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される、こうした従来
の政府の基本的な立場を踏まえた考え方です。政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきた
いと思います。
- 切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるに当たり、従来の憲法解釈のままで必要な立法が可
能なのか、それとも一部の立法に当たって憲法解釈を変更せざるを得ないとすれば、いかなる憲法解釈が適切な
のか。今後、内閣法制局の意見も踏まえつつ、政府としての検討を進めるとともに、与党協議に入りたいと思いま
す。与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて改正すべき法制の基本的
な方向を、国民の命と暮らしを守るために、閣議決定してまいります。今後、国会においても議論を進め、国民の皆様の
理解を得る努力を継続していきます。十分な検討を行い、準備ができ次第、必要な法案を国会にお諮りしたいと思
います。

芦田修正

(16)

- これは憲法改正案特別委員会小委員会の委員長の芦田均氏が、政府原案(総司令部案)の第九条第一項の冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」と插入し、さらに第二項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言を衆議院の審議の過程で挿入したこと。(1946年)

この修正により、日本が防衛のためであれば軍隊の保持が解釈上可能になったことに極東委員会が気づき、ソ連などの強い要請によって、いわゆる文民統制条項の「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」(第六六条第二項)という文言が挿入された。

憲法学者のなかには、「芦田修正(第二項の冒頭に「前項の目的を達するため」を挿入)によって、自衛のための戦力を保持することが可能だと読めるようになった。国連憲章は、集団的自衛権を個別的大陸同様、加盟各国の「固有の自衛権」と定めており、解釈上、問題はない」という人がいるが、政府解釈はそれを取っていない。

平成24年2月の衆議院予算委員会で、石破茂衆議院議員がいわゆる芦田修正について、「自衛隊合憲の根拠になっているのでは」との質問に、政府はそうでないと反論。

政府の解釈は、芦田修正に依拠して、自衛隊の合憲性を説明しているのではという議論が同予算委員会でなされました。藤村官房長官の答弁で、

「政府解釈、今までずっと答弁してきたのは、これは短く言ってしまいますが、一項で侵略戦争を禁じている。それから、二項で全ての戦力と交戦権の保持を禁じている。

その結果、自衛戦争も禁じているのではないか。

そこで、しかし、国際法上、日本は国家として当然の権利である自衛権を有するということですので、したがって、自衛行動は憲法上許される。自衛のための、戦力に至らない必要最小限の実力という保持もこれは合憲である。

そこで、自衛隊は、自衛のための、戦力に至らない必要最小限の実力であるために合憲である……という説明がなされ、いわゆる芦田修正にはよっていないことが改めて確認された。

国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について（ポイント）

26.7.1

三

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

- 警察や海上保安庁等の関係機関が任務と権限に応じ緊密に協力し対応するとの基本方針の下、対応能力向上や連携強化など各般の分野における必要な取組を一層強化。近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合の早期の下令や手続の迅速化の方策を検討。
- 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む）に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について、米国の要請又は同意を前提に、自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を行えるよう法整備。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所での支援活動は「一体化」するものではないとの認識を基本とした以下の考え方にして、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して必要な支援活動を実施できるよう法整備。

- 支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。
- 状況変化により支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合、直ちにそこでの支援活動を休止・中断。

(2) 國際的な平和協力活動に伴う武器使用

以下の考え方を基本として、PKO等での「駆け付け警護」・「任務遂行のための武器使用」、領域国との同意に基づく邦人救出等の「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう法整備。

- PKO等では、PKO参加5原則の枠組みの下、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的でない。また、領域国政府の同意に基づき邦人救出等の「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合、当該同意が及ぶ範囲（権力が維持されている範囲）においては「国家に準ずる組織」は存在しない。
- 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議での審議等に基づき、内閣として判断。

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

- 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として憲法上許容される。
- 上記の「武力の行使」は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある。憲法上はあくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるもの。
- 原則として事前に国会の承認を求めるなどを法案に明記。

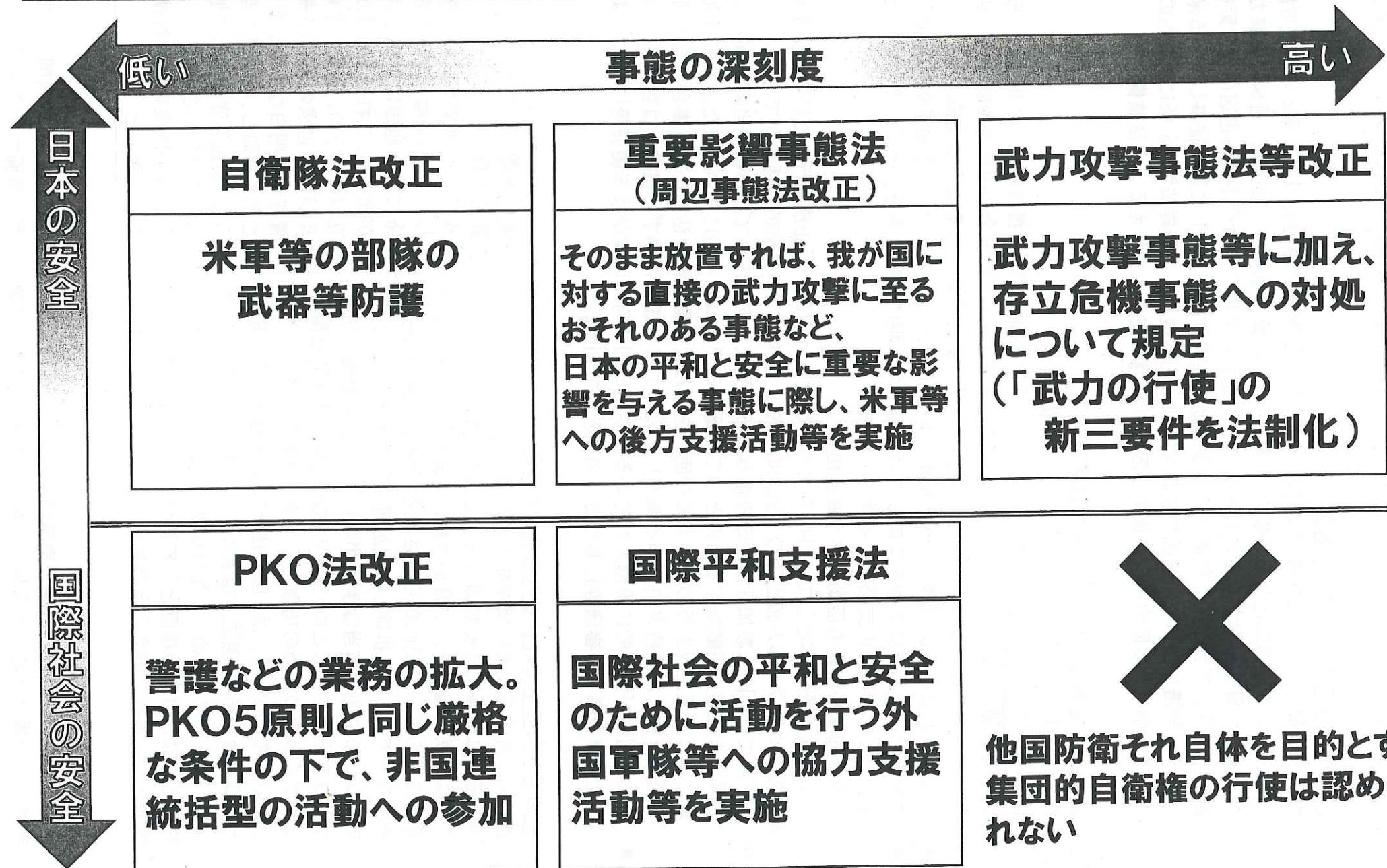
自衛の措置としての「武力の行使」の新三要件

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

4 今後の国内法整備の進め方

- 自衛隊によるこれらの活動の実施は、国家安全保障会議での審議等に基づき内閣として決定。
- 実際の自衛隊による活動実施には根拠となる国内法が必要。法案の準備ができ次第国会に提出。

平和安全法制の全体像



「平和安全法制」の主要事項の関係

(横軸)事態の状況・前提をイメージ

(縦軸)我が国、国民に関する事項

国際社会に関する事項

在外邦人等輸送(現行)【自衛隊法】
在外邦人等の保護措置(新設)

自衛隊の武器等防護(現行)【自衛隊法】
米軍等の部隊の武器等防護(新設)

平時における米軍に対する物品役務の提供【自衛隊法】(拡充)
・駐留軍施設等の警護を行う場合等提供可能な場面を拡充(米国)

国際的な平和協力活動
【国際平和協力法】
国連PKO等(拡充)
・いわゆる安全確保などの業務拡充
・必要な場合の武器使用権限の拡充

国際連携平和活動の実施
(非国連統括型の国際的な平和協力活動。新設)

重要影響事態における後方支援活動等の実施(拡充)

【重要影響事態安全確保法】
(周辺事態安全確保法改正)

- ・改正の趣旨を明確化
(目的規定改正)
- ・米軍以外の外国軍隊等支援の実施
- ・支援メニューの拡大

船舶検査活動(拡充)
【船舶検査活動法】

- ・国際社会の平和と安全のための活動を実施可能に

国際平和共同対処事態における協力支援活動等の実施(新設)
【国際平和支援法(新法)】

武力攻撃事態等への対処

【事態対処法制】

「存立危機事態」への対処(新設)

- ・「新三要件」の下で、「武力の行使」を可能に

「新三要件」

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2)これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- (3)必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

国家安全保障会議の審議事項の整理【国家安全保障会議設置法】

(注)離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の場合の治安出動や海上における警備行動の発令手続の迅速化は閣議決定により対応(法整備なし。)

平和安全法制整備法

1. 自衛隊法の改正

- ・在外邦人等の保護措置
- ・米軍等の部隊の武器等の防護
- ・平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大
- ・国外犯処罰規定

2. 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)

- ・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し
- ・日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加
- ・支援メニューの拡大

3. 船舶検査活動法の改正

- ・周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正
- ・国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施

4. 国際平和協力法の改正

- ・国連PKO等において実施できる業務の拡大(いわゆる安全確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直し
- ・国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施

5. 事態対処法制の改正

- ・存立危機事態の名称、定義、手続等の整備
(事態対処法)
- ・存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等(自衛隊法)
- ・武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、
　　武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊
　　存立危機事態における米軍その他の外国軍隊
　　に対する支援活動を追加(米軍等行動関連措置法)
- ・武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加
(特定公共施設利用法)
- ・存立危機事態における海上輸送規制の実施
(海上輸送規制法)
- ・存立危機事態における捕虜取扱い法の適用
(捕虜取扱い法)
- 6. 国家安全保障会議設置法の改正
・法改正等を踏まえた審議事項の整理

国際平和支援法：国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施